

# 貸金庫規定

令和6年2月現在

(令和6年2月1日 改定)

## 〔個人情報の利用目的〕

お客様にご記入いただきましたお名前・ご住所等の個人情報は、当金庫の貸金庫およびこれに付随する各個別のサービス、取引、機能等に関する申込受付、本人認証、お取引の実施・管理、ご案内書面等の送付、問合せ対応その他お客様との契約や法律等に基づく権利の行使や義務の履行のために利用いたします。

## 0. (反社会的勢力との取引拒絶)

この貸金庫は、第11条第3項第1号、第2号および第3号のいずれにも該当しない場合に使用することができます。

上記の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの貸金庫の利用申込みをお断りするものとします。

## 1. (格納品の範囲)

(1) 貸金庫には、次に掲げるものを格納することができます。

- ① 公社債券・株券その他の有価証券
- ② 預金通帳・証券・契約証書・権利書その他の重要書類
- ③ 貴金属・宝石その他の貴重品
- ④ 前各号に掲げるものに準ずると認められるもの

(2) 当金庫は前項に掲げるものについても、相当の理由があるときは格納をお断りすることがあります。

## 2. (申込み・契約・期間等)

(1) 当金庫本支店に預金口座を開設しているお客様で、貸金庫の利用を申込みされるお客様は、本規定およびその他関連諸規定の内容に同意のうえ、「貸金庫利用申込書」(以下「申込書」といいます)に必要事項を記載して当金庫に提出するものとします。

(2) 契約の成立

貸金庫に関するお客様と当金庫との間の契約（以下「本契約」といいます）は、当金庫所定の方法によるお客様の申込みに基づき、当金庫が申込みを適当と判断し、承諾した場合に成立するものとし、

- (3) 本契約の当初契約期間は契約日から最初に到来する9月末日までとし、契約期間満了日までに貸金庫利用者（以下「借主」といいます）または当金庫からの解約の申出が無い限り、この契約は期間満了日の翌日から1年間継続されるものとし、継続後も同様とします。

### 3. (使用料)

- (1) 貸金庫の利用料（以下「使用料」といいます）は、当金庫所定の料率により1年分を前払いするものとし、毎年10月の当金庫所定の日借主が「貸金庫使用料口座振替依頼書」により指定した預金口座から、普通預金規定（総合口座取引規定を含みます）および当座勘定規定にかかわらず、通帳・払戻請求書・キャッシュカードまたは当座小切手の提出を受けることなしに、自動的に引落します。

ただしやむをえず口座振替によらない場合は、現金等により支払ってください。

なお、当初契約期間の使用料は、契約時に契約日の属する月を1か月として、その月から月割計算により支払ってください。

- (2) 当金庫は、使用料を借主に事前に通知することなく変更する場合があります。変更後の使用料は、変更日以後最初に継続される契約期間から適用します。

- (3) 契約期間中に解約があった場合は、解約日の属する月の翌月から期間満了日までの使用料を月割計算により返戻します。

### 4. (鍵・カードの保管)

- (1) 貸金庫に付属する鍵正副2個のうち、正鍵（以下「鍵」といいます）は借主が保管し、副鍵は当金庫立会いのうえ借主が届出の印章により封印し、当金庫が保管します。

- (2) カード式貸金庫の場合、当金庫は借主に「蒲信貸金庫ご利用カード」（以下「カード」といいます）を発行し、借主より提出された暗証番号の登録・管理を行います。カードは借主の責において保管してください。

### 5. (開閉者の確認)

当金庫所定の手続に則り貸金庫を開閉した者を、正当な権利者とみなします。この場合、当金庫は開閉者の性別、年齢等の確認はいたしません。

### 6. (貸金庫の開閉等)

- (1) 貸金庫の開閉は、借主または借主があらかじめ届出た代理人（以下「代理人」といいます）による貸金庫開扉依頼書の提出、またはカードと鍵を使用して行ってください。
- (2) 格納品の出入りは、当金庫所定の場所で行ってください。
- (3) 使用がすんだときは、必ず内函を元の位置に戻し、鍵により閉扉し、施錠してください。  
これを怠ったために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (4) 故障等によりカードによる暗証照合機の取扱いができないときは、当金庫所定の貸金庫開扉依頼書に借主または代理人の氏名および暗証番号を記入し、カードとともに提出してください。
- (5) 貸金庫の使用時間  
貸金庫の使用時間は、当金庫所定の時間内とします。  
ただし、当金庫は、使用時間を借主または代理人に事前に通知することなく変更する場合があります。

## 7. (届出事項の変更等)

- (1) 借主または代理人が、本契約にかかる印章を失ったとき、印章、氏名または名称、代表者、住所、その他の届出事項に変更があったとき、もしくは代理人の変更等があったときは、借主はただちに当金庫所定の書面により取引店に届出てください。  
この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。  
鍵またはカードを失ったとき、もしくは毀損したときも同様とします。
- (2) 当金庫が借主から届出のあった氏名または名称、住所にあてて通知または送付書類を発送した場合には、届出事項の変更を怠る等借主の責めに帰すべき事由により、これらが延着しまたは到達しなかったときもしくは借主または代理人が到達を妨げたときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。

## 8. (印章・鍵・カードの喪失時等の取扱い)

- (1) 印章・鍵・もしくはカードを失った場合の貸金庫の開閉は、当金庫所定の手続きをした後に行ってください。  
この場合、相当の期間をおき、また保証人を求めることがあります。
- (2) 鍵またはカードを失った場合または毀損した場合は、錠前等の取替え、鍵・カードの再発行等に係る所定の手数料を支払ってください。

なお、所定の手数料を超える場合は、要する費用相当額を手数料として支払ってください。

また、当金庫が貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

## 9. (暗証照合等)

- (1) 当金庫が申込書、諸届その他の貸金庫取引に関する書類に押印された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いした場合は、それらの書類に偽造、変造その他事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 暗証照合機によりカードを確認し、暗証照合機操作の際に使用された暗証番号と当金庫届出の暗証番号との一致を確認して、貸金庫の開閉の取扱いをいたしましたうえは、カードまたは暗証番号につき偽造・変造・盗難その他の事故があっても、そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (3) 貸金庫の開閉に使用される鍵について当金庫は確認する義務を負いません。

## 10. (損害の負担等)

- (1) 災害、事変その他の不可抗力の事由または当金庫の責めによらない事由により、貸金庫設備の故障等が発生した場合には、貸金庫の開扉に應じられないことがあります。そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- (2) 前項の事由による格納品の紛失・滅失・毀損・変質等の損害についても、当金庫は責任を負いません。
- (3) 借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫または第三者が損害を受けたときは、その損害を賠償してください。

## 11. (解約等)

- (1) 本契約は、借主の申出によりいつでも解約することができます。  
この場合、鍵・カードおよび届出の印章を持参し当金庫に所定の書面を提出し、当金庫所定の手続きをしたうえ、貸金庫をただちに明渡してください。  
なお、鍵・カード、または届出の印章を失った場合に解約するときは、このほか第8条に準じて取扱います。
- (2) 借主または代理人が次の各号の一つにでも該当した場合は、当金庫はいつでも本契約を解約することができるものとします。  
この場合、ただちに前項と同様の手続きをしたうえ貸金庫を明渡してください。

また、借主への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて解約の通知を発信した時に、本契約は解約されたものとします。

なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

また、この解約により当金庫が損害を被ったときは、その損害額を支払ってください。

第2条により契約期間が満了し、契約が更新されないときも同様とします。

- ① 借主が当金庫に支払うべき使用料を支払わなかった場合
- ② 住所変更の届出を怠る等により、当金庫において借主または代理人の所在が不明となった場合
- ③ 借主について相続の開始があった場合
- ④ 借主または代理人の責めに帰すべき事由または格納品の変質等により、当金庫もしくは第三者に損害を与え、またはそのおそれがあると認められる相当の事由が生じた場合
- ⑤ 店舗の改築、閉鎖その他相当の事由がある場合
- ⑥ 借主または代理人が本規定に違反した場合、または当金庫との取引約定に違反した場合等、その他当金庫が本契約の利用停止または解約を必要とする相当の事由が生じた場合
- ⑦ カードの改ざん、不正使用等当金庫がカードの利用を不相当と認めた場合
- ⑧ 暗証番号等の不正使用があった場合、または暗証番号等を不正使用させた場合
- ⑨ 借主または代理人が存在しないことが明らかになった場合
- ⑩ 借主または代理人の意思によらずに契約あるいは利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
- ⑪ 第15条に違反した場合
- ⑫ 法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合

- ⑬ 当金庫が法令で定める本人確認等の確認を行うにあたって、借主または代理人の回答や借主または代理人について確認した事項および第12条第1項の利用者情報等に偽りがあることが明らかになった場合
  - ⑭ 本契約がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると認められる場合
  - ⑮ 借主または代理人について、もしくは借主または代理人との取引について、当金庫が定める適切な顧客管理または取引管理を実施できないと当金庫が判断した場合
  - ⑯ 本契約を継続する上で支障があると当金庫が判断した場合
  - ⑰ 前各号の疑いがあるにもかかわらず、借主または代理人が正当な理由なく当金庫からの確認の要請に応じない場合
- (3) 前項のほか、借主または代理人が次の各号の一つにでも該当し、借主との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの貸金庫の利用を停止し、または借主に通知することによりこの契約を解約することができるものとします。
- この場合、当金庫から解約の通知があったときは、ただちに第1項と同様の手続きをしたうえで貸金庫を明渡してください。
- また、借主への通知の到達のいかんにかかわらず、当金庫が届出のあった氏名または名称、住所にあてて解約の通知を発信した時に、本契約は解約されたものとします。
- なお、この解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。
- また、この解約により当金庫が損害を被ったときは、その損害額を支払ってください。
- ① 借主が貸金庫利用申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合
  - ② 借主または代理人が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます）に該当した場合
  - ③ 借主または代理人が以下の条項の何れかに該当したことが判明した場合
    - A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
    - B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
  - D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
  - E. 役員または経営に実質的に関与している者が、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
- ④ 借主または代理人が、自らまたは第三者を利用して次の項目の一つにでも該当する行為をした場合
- A. 暴力的な要求行為
  - B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
  - E. その他上記A～Dに準ずる行為
- (4) 前各項の明渡しが遅延したときは、遅延損害金として、解約日または契約期間の満了日の属する月の翌月から明渡しの日属する月までの使用料相当額を月割計算により支払ってください。
- この場合、第3条第3項にもとづく返戻金は、遅延損害金に充当します。
- 不足額が生じたときはただちに支払ってください。
- なお、当金庫はこの不足額を明渡しの日第3条第1項の方法に準じて自動引落しすることができるものとします。
- (5) 第1項から第3項の明渡し3か月以上遅延したときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉のうえ、格納品を別途管理もしくは一般に適当と認められる方法、時期、価格等により処分し、または処分が困難な場合には廃棄することができるものとします。
- なお、当金庫は貸金庫の開扉に際して公証人等に立会いを求めることができるものとします。
- これらに要する費用は借主の負担とします。
- (6) 使用料、遅延損害金その他借主が負担すべき費用が支払われないときは、当金庫は前項の処分代金をこれに充当することができるものとします。
- この場合、不足額が生じたときは、当金庫からの請求がありしただちに支払ってください。

## 12. (利用の制限・利用停止等)

- (1) 当金庫は、職業、職種、事業の目的、事業の内容、国籍、在留資格、在留期間、取引目的等の借主または代理人に関する情報および具体的な取引の内容等（以下「利用者情報等」といいます）を適切に把握するため、各種確認や資料の提出を求めることがあります。
- また、利用者情報等に変更があった場合または変更が予定されている場合には、速やかに当金庫に届出てください。
- (2) 下記のいずれか一つでも該当する場合には、本規定に基づく利用の一部を制限する場合があります。
- ① 借主または代理人から正当な理由なく指定した期限までに各種確認や資料の提出をいただけない場合
  - ② 借主または代理人から利用者情報等に変更があったにもかかわらず届出がない場合
  - ③ 利用者情報等に照らし借主または代理人との取引を継続することが不適切であると当金庫が判断した場合
  - ④ その他借主または代理人が本規定に違反した場合
- (3) 日本国籍を保有せず本邦に居住する借主または代理人は、適法な在留資格および在留期間その他の必要な事項を当金庫所定の方法によって取引店に届出てください。
- 当該借主または代理人において当金庫に届出のあった在留期間が経過したときは、当金庫は本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (4) 前各項の各種確認や資料の提出の求めに対する借主または代理人の回答、具体的な取引の内容、借主または代理人の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、本規定に基づく取引の一部を制限する場合があります。
- (5) 前各項に定めるいずれの取引の制限についても、借主または代理人からの説明等に基づき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

(6) 不正に使用されるおそれがあると当金庫が判断した場合等、当金庫が借主または代理人に対する本契約の利用停止を必要とする相当の事由が生じた場合は、当金庫はいつでも、借主または代理人に事前に通知することなく本契約の全部または一部の利用停止等の措置を講じることができます。

そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 13. (貸金庫の修繕・移転等)

貸金庫の修繕または移転その他やむをえない事情により、当金庫が格納品の一時引取りまたは貸金庫の変更を求めたときは、ただちにこれに応じてください。

### 14. (緊急措置)

法令の定めるところにより貸金庫の開扉を求められたとき、または店舗の火災、格納品の異変等緊急を要するときは、当金庫は副鍵を使用して貸金庫を開扉し臨機の処置をすることができるものとします。

そのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

### 15. (譲渡・質入れ・貸与等の禁止等)

(1) 本契約上の地位、その他本契約にかかるいっさいの権利等は、譲渡、質入れ、貸与等、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

(2) 鍵、カードについても譲渡、質入れ、貸与等、その他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。

### 16. (規定の変更等)

(1) 本規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他諸般の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) 前項の変更は、公表の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

なお、当金庫の責めによる場合を除き、当金庫の任意の変更によって損害が生じたとしても、当金庫は責任を負いません。

以上